**議　事　録**

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名称 | 令和元年度　第３回座間市子ども・子育て会議 |
| 日時 | 令和元年１１月２２日（金）　１０時～１１時３０分 |
| 場所 | ハーモニーホール座間　大会議室 |
| 出席委員 | 大下聖治、小澤ゆり、金子智実、作佐部慶子、早苗真由美、長本享一、野島美里、飛田昭、三原信之、宮下美江子、若井千鶴 |
| 事務局 | 子ども未来部長、子ども政策課、子ども育成課、保育課、青少年課、健康づくり課、株式会社ぎょうせい |
| 傍聴者 | １名 |
| 次第 | １　開会  ２　議題  (１) 第２期座間市子ども・子育て支援事業計画【素案】について  (２)　その他  ３　閉会 |
| 配布資料 | 資料１　　第２期座間市子ども・子育て支援事業計画【素案】  資料２　　第２期計画【素案】の主な変更点について  資料３　　今後の第２期計画策定スケジュールについて |
| （会議経過）  子ども子育て会議委員１４名中１１名が出席し、座間市子ども・子育て会議規則第５条第２項により会議が成立。  １「開会」  子ども未来部長より挨拶  ２「議題」  資料を確認後、座間市子ども・子育て会議規則第５条第１項に基づき大下会長が議事を進行した。  （傍聴者入場）  議題（１）第２期座間市子ども・子育て支援事業計画【素案】について  ○事務局（子ども政策課）  ※【資料２】「第２期計画【素案】の主な変更点について」を説明した。  ○事務局（子ども政策課）  ※【資料１】「第２期座間市子ども・子育て支援事業計画【素案】」を説明した。  ※第２部第１章  基本目標１の質問（P２５～３０）  ○委員  　今の子育て支援に関するというところで、ここに入るのかどうかわからないのですが、２７ページに児童ホームのことが書いてあって、今、小学校の子で放課後子ども教室が始まっていると思うのです。それはどこに入るのですか。  ○事務局（子ども政策課）  それにつきましては、基本目標３の中で、新・放課後子ども総合プランに基づく取り組みの推進という章がありまして、４１ページになるのですが、そこで新・放課後子ども総合プランの取り組みを進めていく、放課後子ども教室及び児童ホーム、児童館運営について、事業量を定めながら、確保方策をお示しする体系となっております。  ※基本目標２の質問（P３１～３６）  ○委員  　３３ページの上から４つ目の小児医療費助成についてですが、意見というか、お願いといいますか、再三、何度か申し上げていることなのですが、今、座間市では、１歳以上は、所得税に関して制限がかかって、無料になっているかどうかというところなのですけれども、最近の神奈川県のデータですと、割と所得税の制限なしというところがふえてきていまして、ざっと言ってしまってもよろしいですか。  　三浦市、厚木市、海老名市、綾瀬市、葉山、中井、大井、松田、山北、箱根、愛川、湯河原など、この辺は制限なしでやっていらっしゃるということですので、先ほども厚木、海老名、綾瀬を挙げたのですけれども、県央です。座間に近いこともありますので、もう少し座間市も頑張っていただきたいというところです。  　ニーズ調査でも、座間市への要望で、割と大きかったのは、医療費助成の制限をなくしてほしいというところと、所得の多い方が多かったというところが印象的でしたので、その辺をもう少しお考えいただきたいというところを、再三、申し上げておきます。よろしくお願いいたします。  　以上です。  ※基本目標３の質問（P３７～４３）  ○委員  　今、４３ページの④に特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策ということが書いてあって、今、学校現場でこれがとても大きな問題になっています。児童ホームでも、あるいは放課後子ども教室でもそうだと思うのですが、特別な配慮を必要とする児童が１名入ると、その１名につかなければならなくなる事態がいろんなところで起こってきていると聞いています。なので、相談体制ももちろんですけれども、人的な配置もそういうお子さんがいたときに考えていただけると、安全に子どもたちを預かることができると思いますので、そのところをお願いできたらと思います。  ○事務局（子ども育成課）  　児童ホームについてですが、現在、臨床心理士による巡回の相談体制を図るとともに、障がい児とか、配慮が必要な児童に対しては、状況に応じて、加配対応ということで、人的な増員もしておりますので、引き続き、そちらの充実も図ってまいりたいと思います。  ○事務局（青少年課）  　青少年課でございますけれども、現在は、特に大きな問題は起きておりませんが、来年以降、臨床心理士を臨時でお雇いしまして、各学校を巡回していただくようなことを、今、考えております。  ○委員  子どもがそこで生活するような時間帯を過ごすわけで、学校現場ですと、担任がいて、同じ空間の中でだと、意外と子どもは落ちついているのですが、いろんな学年で、新しい環境というところで、特別な配慮を必要とする児童は、とても落ちつかなくなってしまったり、中ではけがを周りの子がさせてしまったりなどということも、時々耳にします。ですので、今みたいな形で相談体制とともに、人的な１人増やすみたいなところを柔軟にやっていただくことが一番なのかと思って、意見を出させていただきましたので、よろしくお願いいたします。  ○委員  すごく素朴な質問で申しわけないのですが、要するに放課後子ども教室と児童ホームの大きな違いを、私は理解していないので、教えてほしいのです。  ○事務局（青少年課）  　放課後子ども教室は、全児童に安心・安全な居場所を提供するということで始めております。  ○委員  　それは新しい試みですね。今まではなかったです。  ○事務局（青少年課）  　はい。平成２６年ごろの話だったと思います。そのころから話が始まっています。  ○委員  　実際にやられているものは何校あるのですか。  ○事務局（青少年課）  　今、７校です。  ○委員  　７校でやっている。それを全１１校に広げるということなのですか。  ○事務局（青少年課）  　そうです。令和３年までに全校１１校に広げます。  ○委員  　それと児童ホームとの絡みはどうなのですか。全校で放課後子ども教室をやるならば、児童ホームは要らなくなってしまいます。そういう理屈にはならないのですか。全校の小学校でやるならば、なぜ児童ホームを新たに設けなければいけないのですか。  ○事務局（青少年課）  　放課後子ども教室は、広く薄くという感じでございまして、時間も１７時ぐらいまでに限られています。それ以降につきましては、当然、必要な方につきましては、児童ホームという感じになっています。うちにまず来ていただいて、その後、児童ホームに行かれる方は、そちらにお連れして、児童ホームに入っていただいているという流れになります。  ○委員  　もう一個、教えてください。児童ホームに行く時間は、短時間になるわけですね。今、言われた取り組みが１１校で全部できるのならば、当然１７時まではお願いします。それ以降も家庭の環境などでお迎えする時間は遅くなるというのは、今、児童ホームの延長保育をやっています。それだけの部分が児童ホームという形になるのですか。  ○事務局（子ども育成課）  　児童ホームについて、説明させていただきます。  　児童ホームにつきましては、いわゆる学童保育と言われておりまして、保育園のように事前に入所の申請をいただいて、入所の登録が必要になってきます。こちらは日々保育に欠ける家庭が対象になりますので、例えば両親が就労で、お仕事で日々保育ができないところを、就労証明書などで確認をしまして、入所の決定を受けた児童のみが通えることになっていて、こちらは有料となります。  ○委員  　だから、そこなのです。全部の小学校で１７時なら１７時まで面倒を見てくれるわけです。放課後子ども教室にお願いすれば、やっていただけるのですね。そうすると、残されたオーバー分について、児童ホームだけを利用するという形もとれるのではないかと思うのですが、そういうことをPRしないとよくわからないと思うのです。それがわからないから、せっかく放課後子ども教室がありながら、児童ホームだけに頼るという場合もあるのではないか。  　私などはよくわからなくて、今、説明を受けてわかるようになったのですが、そうすると、そういうことを児童の保護者の方はどこまで把握されているのかを、１回調査をする必要があるのではないかと思います。  ○事務局（青少年課）  　放課後子ども教室は、全児童に通知文を出しています。それで、案内をさせていただいております。  ○委員  　発言してよろしいですか。例えば児童ホームは毎日とか、もしくは放課後子ども教室は毎日ではないですね。そういう違いについてですか。  ○事務局（子ども育成課）  　児童ホームについては、月曜日から土曜日まで、毎日開設をしておりまして、日々保育に欠ける児童を対象にしているのですが、放課後子ども教室については、現在、時間も児童ホームの１９時よりも短く、１７時ぐらいまでですとか、あとは、週の開催日数も、毎日ではなくて、週に２日ということで、利用できる日数にも限りがありますので、放課後子ども教室だけで、日々、保育に欠ける児童が賄えているという状況ではない状態です。  ○委員  　ありがとうございました。  ○委員  　毎回の質問で申しわけありません。放課後子ども教室が毎年増えていくということですけれども、令和２年度はどこが増えるかの御検討はされているのでしょうか。もし決まっていたら、教えてください。  ○事務局（青少年課）  　２年度ですか。今のところの予定ですけれども、座間小と栗原小の予定です。  ○委員  　最後、令和３年度で終わると思いますが、残りはどちらになりましたか。  ○事務局（青少年課）  　残っている相模野小と相模が丘小になります。  ※基本目標５の質問（P４６～４８）  ○委員  　（２）のひとり親家庭の自立支援の推進というのは、展開されていたということを改めて知りました。ひとり親で困っている家庭には、ぜひこういうものを紹介していきたいと、学校としても思いました。  　ひとり親の御家庭の方は、今までにもこういうことがあったというのは、何かの形でわかっているのかということと、そういう家庭は、学校現場などにいると、困っているように見えるのです。恥ずかしながら、こんなに細かくやってくださっていることは、今まで知らなかったのですが、学校現場には厚い冊子ではいろんなものが届いてくるのですけれども、全部に目を通す時間がなくて、こういうものがわかるようなリーフレットなりを、この後、出す予定などはあるのかということを聞きたいと思います。  ○事務局（子ども育成課）  　ひとり親家庭への支援の広報については、毎年『広報ざま』やホームページで制度の周知をさせていただいております。  　リーフレット、パンフレットの部分については、まとまったものはないのですけれども、それぞれの事業で作っております。  　児童扶養手当の対象者の方が、毎年、８月に現況届を出しに来られるので、そういった際には、事業の周知を図るような、制度の案内をお配りする場を設けるようにしております。  ※基本目標６の質問（P４９～５３）  ○委員  　４９ページの（１）教育支援の中で、事業等でスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置があるのですけれども、スクールカウンセラーというのは、親御さんなりお子さんなりが予約をして、話すものになると思うのですが、１つ目は、市内１１の小学校、中学校の全校に配置されているものなのか。  　もう一点は、他市ですと、スクールカウンセラーに行く前に、心の相談窓口みたいな、要するにお子さんが気軽にちょっと立ち寄れるような、相談窓口があると伺っているのですが、そういった対応策は、座間市で行われているかを教えてください。  ○事務局（子ども政策課）  御質問ありがとうございます。こちらの事業なのですが、教育指導課が担当しておりまして、質問を持ち帰り、担当課に確認してから、後日、皆様に回答します。  ※第２部第２章の質問（P５４～７１）  ○委員  　５８ページの（５）３号認定（１・２歳）で、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）というのが、令和３年度からスタートするということなのですが、これはどういうことですか。  ○事務局（保育課）  　こちらですが、今、国が幼稚園Ⅱ型という一時預かりの制度を設けています。これに関して、補助金とか、施設に対する整備費を出して、幼稚園でも２歳児のお子さんの受け入れができるように、制度設計がされていまして、その関係なのですけれども、これは実施に向けていろいろ課題等があろうかと思うので、今後、各幼稚園さんと意見交換等をしていって、幼稚園Ⅱ型の実施を促していきたいと考えているところでございます。  ○委員  　２３５人というのは、もうやるところがあるのですか。  ○事務局（保育課）  　今のところ、具体的なところはないのですけれども、我々で、既存の幼稚園の一時預かりの状況を調査させていただきました。特に無償化が実施された後の利用状況等を調査させていただいたのですけれども、今、全体で２００名を超える利用者がいることがわかっております。  　各園の状況を見ると、８時半から午後５時までやっている幼稚園さんも多い状況でございまして、いわゆる一般的なフルタイムではないにしろ、利用者が多い。こういう方が３歳から幼稚園を使われていらっしゃるということで、２歳児でも、もし幼稚園Ⅱ型があれば、それを使いたいと思われている方もいらっしゃると考えておりまして、基本的にそういう方の申し込みに対応するために、幼稚園Ⅱ型の一時預かりを整備していきたいと考えているところでございます。  ○委員  　２３５人という人数は、どこから来ているのですか。  ○事務局（保育課）  　いわゆるニーズ調査で、８７７人の方が保育を必要としています。その中で、保育園とか、小規模とか、幼稚園Ⅱ型とか、企業主導型などで振り分けていって、877名の待機児童の解消を図っていきたいと考えているところでございます。  ○委員  ８７７人のうち、幼稚園Ⅱ型を希望する人が２３５人ということですか。  ○事務局（保育課）  　幼稚園Ⅱ型の希望、もしくは幼稚園を利用して就労していただいて、待機児童の解消を図っていきたいということでございます。  ○委員  　園側の人数ではなくて、希望する方々の人数ですね。  ○事務局（保育課）  　はい。今後、私立幼稚園さんとは、この関係に関して、意見交換をしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。  ○委員  　ありがとうございます。  ○委員  　それに付随しての質問です。幼稚園には興味深い内容だと思うので、すごくいいアイデアだと思うのですけれども、各幼稚園さんにそういったアイデアを出されて、２歳児さんを預かる教室がふえるということになります。その枠については、例えば市から助成か何かをなされて、教室もしくは建物ができるとか、そういった検討になりますか。  ○事務局（保育課）  　幼稚園と保育園というのは、つくりが違うところがございまして、当然実施に向けては、施設を整備しなければいけないという課題が生じてきております。こちらに関しては、まだ調整中ではございますが、神奈川県と協調して、今、補助制度を確立していきたいと考えておりまして、その中に、いわゆる２歳児を受け入れるための保育室の改修に係る補助制度として、例えば乳児トイレの設置、壁とか、扉とか、床の張りかえ、利用者用のロッカーや下駄箱等の整備、その他２歳児預かりに必要な整備について、今後、補助制度を確立していきたいと考えているところでございます。  ○委員  　当然２歳児用の教室もできるはずですね。  ○事務局（保育課）  　新たに作るというよりも、恐らくは空き教室等を改修して、整備をしていくことになると考えています。  ○委員  　対象になるのは、空き教室のある幼稚園が望ましい感じですか。  ○事務局（保育課）  　何らかのスペースが必要になってきますので、そこのところは、先ほど申しましたとおり、各幼稚園さんと意見交換をしながら、具体案を練っていきたいと思っているところでございます。  ○委員  　２年後を目指してというところですので、ぜひよろしくお願いします。  ○委員  　保育士さんの確保などは大変ですね。  ○委員  　そこはお手並み拝見というか、お任せいたします。  ○委員  　５９ページの地域子ども・子育て支援事業の中で、基本型は、第２子育て支援センターの１カ所だけ、令和２年度は第１と第３も始められるということなのですけれども、第１、第３においては、今の子育て支援センターとどのように変わりますか。利用者支援事業がどういうものか、ちゃんとわかっていないので、教えていただけたらと思います。  ○事務局（子ども政策課）  　どのように変わるかというのは、施設的なものではなくて、内容的なものということでよろしいですか。  ○委員  　内容的なものです。  ○事務局（子ども政策課）  　わかりました。  　利用者支援事業を実施するのは、地域子育て支援拠点、子育て支援センターになるものです。地域子育て支援拠点というのは、子育て支援センターです。子育て支援センター事業というのは、基本的に場所の提供という意味合いになってきます。お子様を連れたお母さんに集まってもらう、あくまで場所を提供する。集まった際には、そこでお母さん同士が仲よくなれるように促したり、一般的なお話し相談にも乗れたりするというのが、基本的な地域子育て支援拠点、子育て支援センター、従来のものになります。  　利用者支援事業が新たに始まるとどうなるかというところですけれども、県の講習を受けた資格者が常時いるという形になるのですが、利用者支援事業というのは、言葉のとおり、これから子育てに何が必要なのか、何を求めているのか、今どのようなことを悩んでいるのか。それを解決するためには、地域の子育ての支援、施設であったり、制度であったり、どのようなものがいいか、利用するのを支援するとか、どういうものがいいかコーディネートするといいますか、相談が今まで以上にできるということになります。  　当然地域のものを紹介できるということで、地域のいろんなものを知らなければいけない。こういうものを利用してもらえる、こういうものを求められたら、こういう紹介できるようにということで、地域とのつながりもこれで深くなっていく。そういう形で、大きく変わっていくと思います。今までよりも深い相談、利用を促す、求めるものを案内できる、そういう知識のある者が配置されると思っていただければと思います。  ○委員  　今、第１、第３でも、似たようなところまでは、水準的にされていると思います。それをより深めるということですね。  ○事務局（子育て政策課）  　そうですね。ワンランク上げるという意味合いがあるかと思います。  ○委員  　そうすると、支援センターの先生方は、どういったことをされているか、各場所にお勉強に行かれる感じですか。  ○事務局（子ども政策課）  　はい。そういう方向で調整しています。何も知らないと案内もできないわけなので、そういうことを知るように、いろいろ勉強するようにという形になっています。  ○委員  　令和２年度開始だから、今年からそういうことに動いているということですか。  ○事務局（子ども政策課）  　そうですね。講習がそろそろ始まるので、今、事業者には受講をしてもらっているところです。  ○委員  　支援センターの先生方に講習を受けていただいているのですね。  ○事務局（子ども政策課）  　はい。資格取得に向けて、動いていただいているところです。  ○委員  　ありがとうございました。  ○事務局（子ども政策課）  ※【資料３】「今後の第２期計画策定スケジュールについて」を説明した。  **議題(２)その他**  ○事務局（子ども政策課）  　今回、その他としましては、御審議いただくことを御用意しておりませんので、委員の皆様から、審議すべき事案がございましたら、御提案をいただきたく存じます。  ○会長  何か提案されることはございますか。  　なければ、全体を通じての御意見や御質問等はございますか。どうぞ。  ○委員  　質問をし切れなかったところで、もう一回、素案に戻らせていただきます。６８ぺージの病児・病後児保育事業なのですが、令和２年度、２カ所のままで、その後も２カ所のままということで、すずらんさんとにじのはしさんだと思うのですけれども、これは制限がありました。にじのはしさんは、幼稚園、保育園に入っていらっしゃる方のみだったか、そうでなかったか、今、うろ覚えで申しわけなのですけれども、制限があったような気がします。場所も広野台なので、場所的にも利用しやすいようなところにできたらと思っています。  　前にもお願いしたのですが、ニーズ調査で、頼まれているニーズが実際になかったところに注釈しないで、潜在的な方はもっといるけれども、預けづらいということで、預けていない方の声を聞いてきましたので、もし増やすことができるのでしたら、その辺も引き続きお願いしたいと思います。  　お時間もないので、以上で終わります。  ○事務局（保育課）  　にじのはしさんは、企業主導型として、病児保育を実施している形です。（９）病児・病後児保育事業で、見直しの考え方として、結びに「新たに開設する」という記載があるので、これはにじのはしさんとは別に新たにという考えです。  ○委員  　にじのはしさん以外のところで、新たにということですか。  ○事務局（保育課）  　当初の子ども・子育て支援事業計画に関しては、企業主導型での実施は考えていなかったので、要はこれを継続しているという認識で結構でございます。  ○委員  　そうですか。安心いたしました。ありがとうございます。    ○会長  　そのほかに、御意見、御質問はございますか。  　ないようでありましたら、以上をもちまして、本日、予定していた議事は、全て終了いたしました。  　ここで進行を事務局にお返しいたします。  ３「閉会」 | |